

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル

② 新規申請編

入学・転入時等に、「意向登録」「受給資格認定申請」を行うための専用マニュアルです。

2024年2月
文部科学省

目次

- このマニュアルでは、高等学校等就学支援金(以下、就学支援金)に関する手続を、生徒がe-Shienで行うための手順について説明します。
- マニュアルは次の7つに分かれており、本書は「**②新規申請編**」です。
 - ① 共通編
…e-Shienの概要や操作方法を説明します。
 - ② **新規申請編**
…「意向登録」「受給資格認定申請」について説明します。
入学・転入時や、新たに就学支援金の申請を行う際に参照してください。
 - ③ 継続届出編
…「継続意向登録」「収入状況届出」について説明します。
毎年7月頃、就学支援金の継続に関する手続を行う際に参照してください。
 - ④ 変更手続編
…「保護者等情報変更届出」「支給停止申出」「支給再開申出」について説明します。保護者に変更があった際や、休学により就学支援金の受給を一時停止する際や、復学により就学支援金の受給を再開する際に参照してください。
 - ⑤ 家計急変・新規申請編
…「意向登録」「受給資格認定申請(家計急変)」について説明します。
就学支援金を受給していない状態で家計急変支援の申請を行う際に参照してください。
 - ⑥ 家計急変・継続届出編
…「継続意向登録」「収入状況届出」「継続審査(1月)」について説明します。毎年1月、7月頃、家計急変支援による高等学校等就学支援金の継続に関する手続を行う際に参照してください。
 - ⑦ 家計急変・変更手続編
…「保護者等情報変更届出(家計急変)」「支給停止申出」「支給再開申出(家計急変)」について説明します。就学支援金を受給している状態で、家計急変理由が生じた際や、家計急変支援を受けており保護者等情報に変更が生じた際や、休学時に家計急変支援の一時停止を行う際や、復学時に家計急変支援の申請を行う際などに参照してください。

目次

➤ 本書（②新規申請編）の内容は、以下のとおりです。

- 1. 受給資格認定申請の流れ [P.4](#)
- 2. 操作説明
 - 2-1. e-Shienにログインする [P.5](#)
 - 2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する . . . [P.6](#)
 - 2-3. 受給資格認定の申請をする [P.8](#)

※本文中の画面表示は、令和5年11月現在のものです。

- e-Shienへのアクセス

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



- 操作手順の説明動画、FAQ等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html



- 就学支援金制度の概要

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm



- 就学支援金制度（家計急変支援）の各種資料

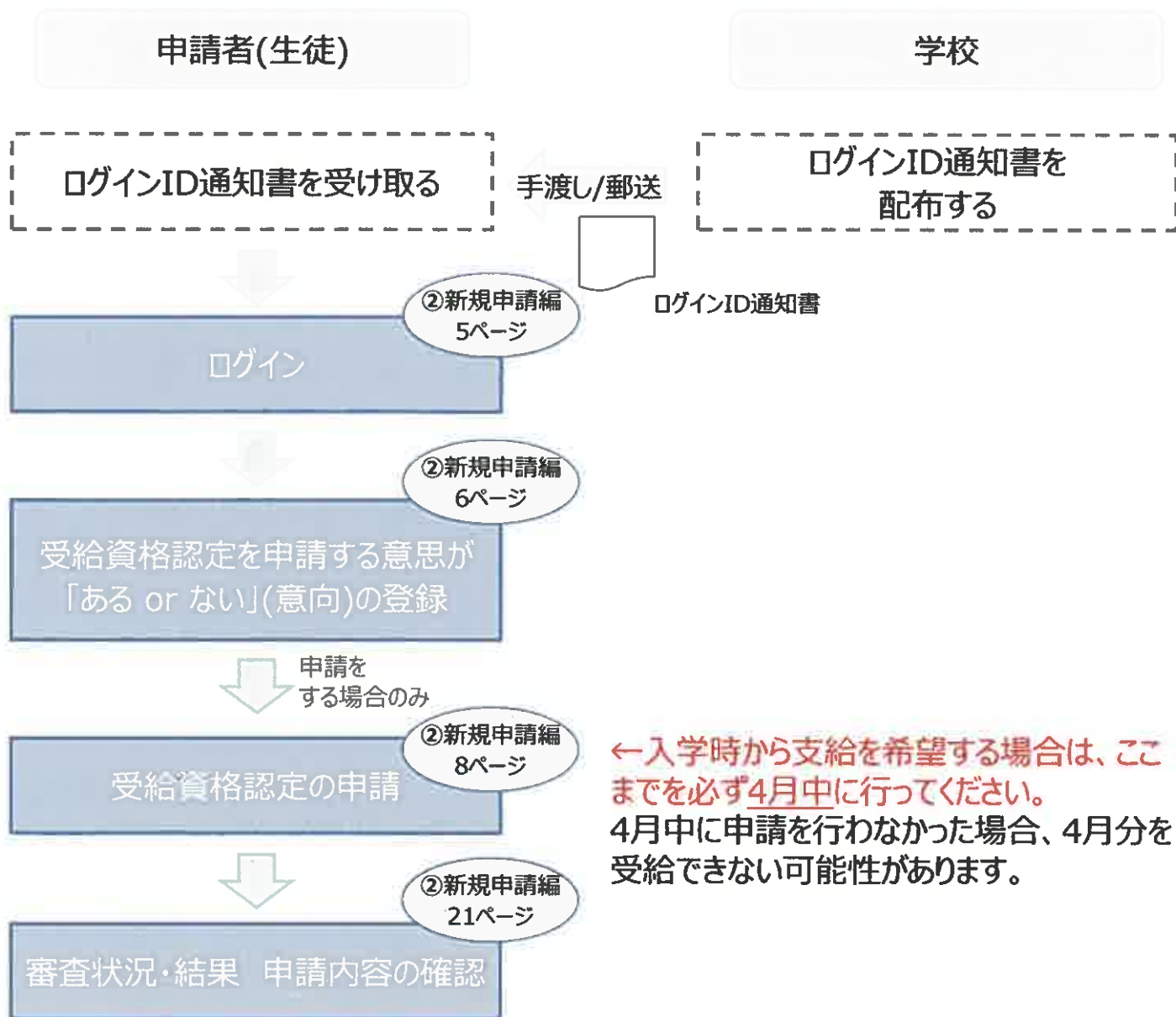
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html



1. 受給資格認定申請の流れ

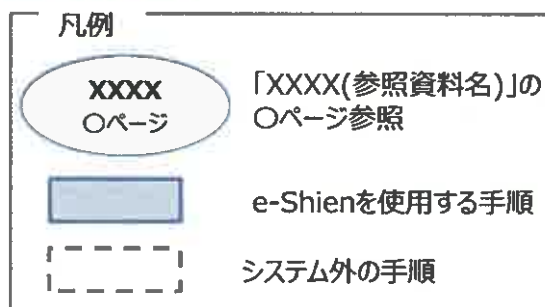
e-Shienを利用した受給資格認定申請の流れは以下となります。
(①共通編マニュアルの4ページと同じ記載です。)

受給資格認定の申請 (4月の入学時・転入時 等)



←入学時から支給を希望する場合は、ここまでを必ず4月中に行ってください。
4月中に申請を行わなかった場合、4月分を受給できない可能性があります。

※税の申告を行っていない場合、所得確認ができず、支給決定が遅れる場合があります。必ず事前に申告手続きをお願いします。(ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者等は、税の申告をしていなくても就学支援金の審査が可能です。)



2. 操作説明

2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。

ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



1. ログイン画面

The screenshot shows the e-Shien login interface. It includes fields for 'ログインID' (Login ID), 'パスワード' (Password), and 'パスワードを表示' (Show Password). There are also dropdown menus for '言語' (Language) and '国語' (National Language). A 'ログイン' (Login) button is present. Annotations include: 1. Login ID field, 2. Login button, 3. Chatbot icon, and 4. Footer text.

ログインID通知書のサンプル

The sample notification card is titled '***** 高等学校等就学支援金 ログインID通知書 *****'. It includes the following information:

- 発行日: 令和4年1月4日
- 発行回数: 1
- ログインID: 11545683 (数字のみ)
- パスワード: 4gUWRP4m (英字大文字・小文字・数字)

Below the card, there are instructions: 1. These details are for the online application system. 2. Before using the system, confirm the login screen and the home page of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. 3. Confirm the terms of use. 4. Do not lose the card. 5. If lost, report it to the school immediately. 6. Do not lend it to others.

手順

- 1 ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- 2 「ログイン」ボタンをクリックします。 6ページへ
- 3 チャットボットにてe-Shienの操作に関する質問ができます。

補足

- I 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
- II 表示言語は、「日本語」または「English」が選択できます。
- III e-Shienの「利用規約」を確認できます。
 - ・ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。
- IV e-Shienで利用可能なOS・ブラウザを確認できます。

2. 操作説明

2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

最初に、申請をする意思が「ある or ない」(意向) を登録します。

学校から意向の再登録を依頼された場合や、意向内容を誤った場合に再登録をする場合も、同様の手順で行います。

1. ポータル画面

手順

- 1 「意向登録」ボタンをクリックします。

2. 意向登録画面

手順

- 1 内容を確認し、チェックします。
- 2 申請をするかしないかを選択します。
 - ・就学支援金の支給を希望する場合
➡上部：申請をします。
 - ・保護者等の所得制限基準（世帯年収約910万円※）を超えている場合
 - ・上記のほかの理由により受給資格認定の申請を行わない場合
➡下部：申請をしません。
- 3 「入力内容確認」ボタンをクリックします。

※世帯構成等によって異なります。

7ページへ

2. 操作説明

2-2. 申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録する

3. 意向登録確認画面

1 意向登録申請
意向登録申請書提出

2 意向確認
入力内容確認

3 登録完了
受付番号発行

手順

- ① 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

補足

- I** 前の画面の選択内容を修正する場合、「意向登録に戻る」ボタンをクリックします。

4. 意向登錄結果畫面

1 申請受付
申請受付期間: 4月1日 - 4月15日

2 審査
審査期間: 4月16日 - 4月25日

3 結果発表
結果発表期間: 4月26日 - 4月30日

手順

- ① 意向の登録結果が表示されます。

・申請をする場合

- ➡ **中央の「続けて受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。**

[8ページへ](#)

・申請をしない場合

- ➡ 手続きは完了です。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

受給資格認定の申請を行います。

申請には、生徒本人の情報、学校情報(在学期間等)、保護者等情報の登録が必要となります。(8～21ページで、各情報の登録方法を説明します。)

1. ポータル画面

手順

- 1 「認定申請」ボタンをクリックします。

補足

- ・7ページの意向登録結果画面から続けて受給資格認定申請を行う場合、次の「2. 認定申請登録 (生徒情報) 画面」から始まります。

2. 認定申請登録 (生徒情報) 画面

手順

- 1 記入上の注意・留意事項をよく読んでから申請してください。
- 2 学校で登録された生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。誤りがあった場合は、この画面で修正してください。
- 3 「学校情報入力」ボタンをクリックします。

9ページへ

補足

- ・申請を中断した後に再開する手順は、22ページを参照してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

3. 認定申請登録 (学校情報) 画面 (1/2)

e-Shien 認定申請登録 (学校情報) 画面 (1/2)

1 2 3 4 5 6

1 認定申請登録 (学校情報)

2 過去に別の高等学校等に在学していた期間について

3 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

1-1 あり・なし

10ページへ

11ページへ

手順

- 1 学校で登録された学校情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 2 過去に他の学校に在籍していたかどうかを入力します。
・過去に他の学校に在籍した期間がない場合
→ 3に進みます。
・過去に他の学校に在籍した期間がある場合
→ 10ページへ
- 3 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。
→ 11ページへ

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

うち支給停止期間「あり」にチェックした状態の画面

認定申請登録 (学校情報)

2 過去に別の高等学校等に在学していた期間について

1-2 あり・なし

10ページへ

11ページへ

補足

- I-1 現在の学校で支給停止期間がある場合、「あり」にチェックします。
- I-2 支給が停止されていた期間を入力します。
- II 前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(生徒情報)に戻る」ボタンをクリックします。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

過去に他の高等学校等に在籍していた期間がある場合の手順は以下のとおりです。

3. 認定申請登録（学校情報）画面（2/2）

高等学校等の在学期間について

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名前 茨城県立こころ高等学校

在学期間 2021年04月01日

うち支給停止期間 あり ● なし

学校の種類・課程・学年 市町村立 高等学校（定時制）

過去に別の高等学校等に在学していた期間について

開く

手順

- 1 「開く」ボタンをクリックします。
- 2 「在学期間追加」ボタンをクリックし、学校の名称、在学していた期間等を入力します。
- 3 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

11ページへ

補足

- I 誤って「開く」ボタンをクリックしてしまった場合は、「閉じる」ボタンをクリックしてください。閉じずに次に進もうとするとエラーになります。
- II 支給停止期間がある場合、「あり」にチェックし、期間を入力します。
- III 過去に就学支援金を受給したことがあるときは、「受給資格消滅通知」を学校に提出します。

「開く」ボタンおよび「在学期間追加」ボタンをクリックした画面

高等学校等の在学期間について

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名前 茨城県立こころ高等学校

在学期間 2021年04月01日

うち支給停止期間 あり ● なし

学校の種類・課程・学年 市町村立 高等学校（定時制）

過去に別の高等学校等に在学していた期間について

閉じる

在学期間追加

受給資格消滅通知

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

4. 認定申請登録（保護者等情報）画面（共通）（1/3）

手順

- 1 収入状況の提出が必要な保護者等を確認するための質問に回答します。

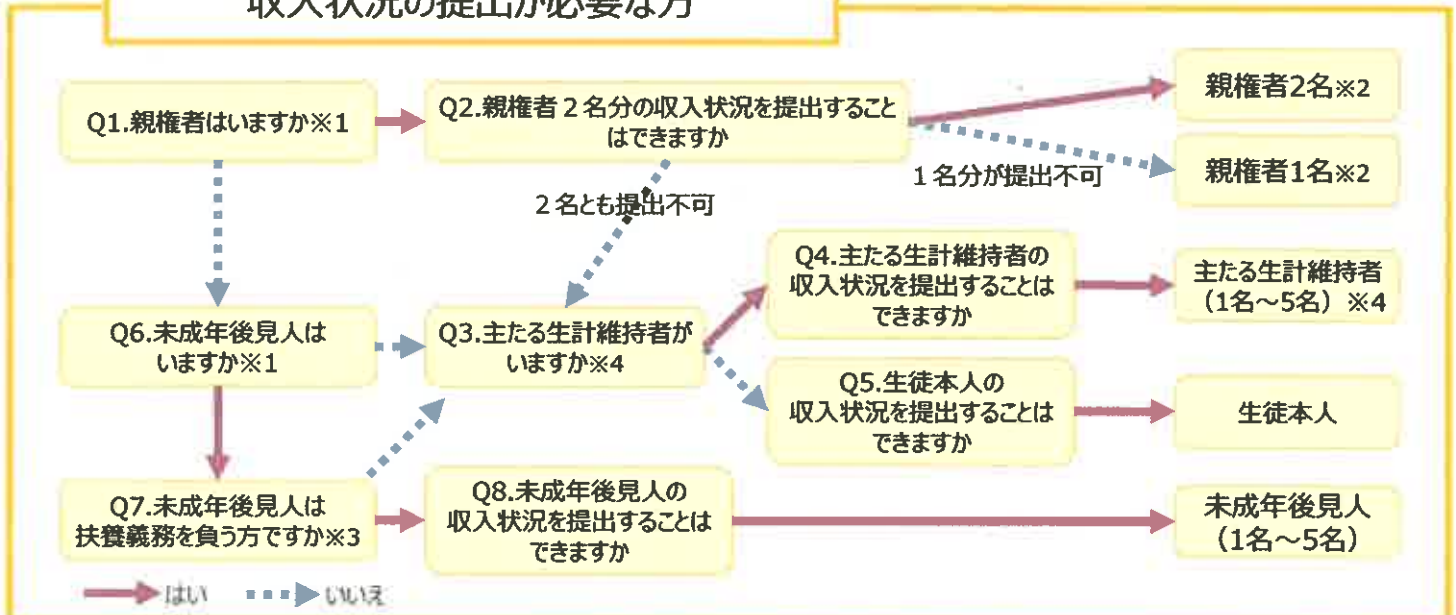
12ページへ

補足

- 各質問で選択した回答に合わせて次の質問が表示されます。（表示される質問は回答の選択により異なります。）
- 個人番号カード等を使用して収入状況を提出する必要があります。

各質問に回答すると、下図の流れに沿って次の質問が表示されます。

収入状況の提出が必要な方



※1 生徒が成人（18歳以上）である場合、「いいえ」を選択してください。

※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード（写）等の提出が不要となる場合があります。

- ・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
 - ・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合 等
- 詳細は、学校に御相談ください。

※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。

※4 生徒が成人（18歳以上）であり、入学時に未成年であった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

4. 認定申請登録（保護者等情報）画面（共通）（2/3）

保護者等情報

保護者等情報についての注意

親権者（両親）2名分の収入状況を提出します。

1 保護者等情報（1人目）

2 収入状況提出方法

3 生活保護関係情報

4 課税地情報

5 居住状況

6 日本国内に住所を有していない。

保護者等情報（2人目）

1 個人情報

2 収入状況提出方法

3 生活保護関係情報

4 課税地情報

5 居住状況

6 日本国内に住所を有していない。

手順

- すべての質問に回答すると、登録が必要な保護者等の入力欄（人数分）が表示されるので、情報を入力します。
 - いずれか1つの収入状況提出方法、生活保護受給有無、課税地を選択します。
 - ・**個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合**
「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」をクリックします。
→ **14ページへ**
 - ・**個人番号を入力する場合**
→ **19ページへ**
 - ・**システム外で提出する場合**
「入力内容確認（一時保存）」をクリックします。
→ **20ページへ**
- ※提出方法は学校からの指示に従ってください。

補足

- 漢字姓名欄とかな姓名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、-（長音）の入力が可能です。
- 審査完了時等にメールの連絡を希望する場合、入力してください。
- 個人番号カードの使用に必要な機器等が確認できます。
- 生活扶助を受けている場合、13ページを参照してください。
- 課税地は**その年の1月1日現在（1～6月分の申請届出の場合は、その前年の1月1日現在）**の住民票の届出住所です。
- 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合にチェックします。この場合、課税地の選択は不要です。

< 認定申請登録（子供情報）に戻る

入力内容を保存して
収入状況の取得へ進む

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

生活保護（生活扶助）を受給している場合の入力方法は以下のとおりです。

4. 認定申請登録（保護者等情報）画面（3/3）

生活保護関係情報 必須

① 生活保護費等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合）は、市区町村に「-」を選択してください。

手順

- ① 生活保護（生活扶助）を受給している場合、「受給あり」を選択します。
- ② 福祉事務所設置自治体を選択します。

① ☒ 受給あり

☐ 受給なし

福祉事務所設置自治体 必須

都道府県 必須

福井県

市区町村 必須

-

補足

- Ⅰ 「受給あり」を選択すると表示されます。福祉事務所設置自治体は**その年の1月1日現在（1～6月分の申請届出の場合は、その前年の1月1日現在）**に生活保護を受けている自治体を選択してください。

【参考：福祉事務所一覧】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/fukusijimusyo/index.html

- Ⅱ 「受給あり」を選択した場合、「課税地情報」の欄は非表示になります。この場合、課税地の選択は必要ありません。

＜ 認定申請登録（学校情報）に戻る

入力内容を保存して
収入状況の取得へ進む

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(1/9)

認定申請登録 (収入状況取得)



申請情報

1 2023年01月24日

収入状況取得

個人番号カードを使用して自己情報を提出する保護者等に対して、1人ずつ情報を取得します。

保護者等情報 (1人目)	保護者等情報 (2人目)
姓<漢字> 文相	姓<漢字> 文相
名<漢字> 太郎	名<漢字> 花子
課税所得額 (課税標準額)	課税所得額 (課税標準額)
市町村民税課税所得額	市町村民税課税所得額
所得割額<道府県民税>	所得割額<道府県民税>
所得割額<市町村民税>	所得割額<市町村民税>
市町村民税均等割額	市町村民税均等割額
配偶者控除額	配偶者控除額
本人該当区分 (控除対象配偶者)	本人該当区分 (控除対象配偶者)
本人該当区分 (控除対象配偶・ひとり親)	本人該当区分 (控除対象配偶・ひとり親)
生活扶助有無	生活扶助有無

2 個人番号カード事前チェック

マイナポータルから自己情報を取得する

個人番号カード事前チェック

マイナポータルから自己情報を取得する

認定申請登録 (保護者等情報) に戻る

入力内容確認 (一時保存)

手順

- 1 申請日をカレンダーから選択します。ただし、7月分の申請を6月以前に行う場合は、「7/1」を設定してください。
- 2 個人番号カードをスマートフォン又はICカードリーダライタにかざし、「個人番号カード事前チェック」ボタンをクリックします。

15ページへ

補足

- ・端末 (パソコン、スマートフォン等) にマイナポータルアプリをインストールする必要があります。

※利用するための推奨環境

- ・Microsoft Windows 10,11
- ・Android 6.0以上
- ・iOS 14.0以上 等

- ・下記のサイトよりマイナポータルアプリをダウンロードし、ご使用中の端末にインストールしてください。

【PCの場合】

<https://img.myna.go.jp/manual/02/0006.html>



マイナポータルAP

提供元: デジタル庁

【スマートフォンの場合】

・Android
<https://img.myna.go.jp/manual/02/0026.html>

・iPhone
<https://img.myna.go.jp/manual/02/0027.html>



マイナポータル

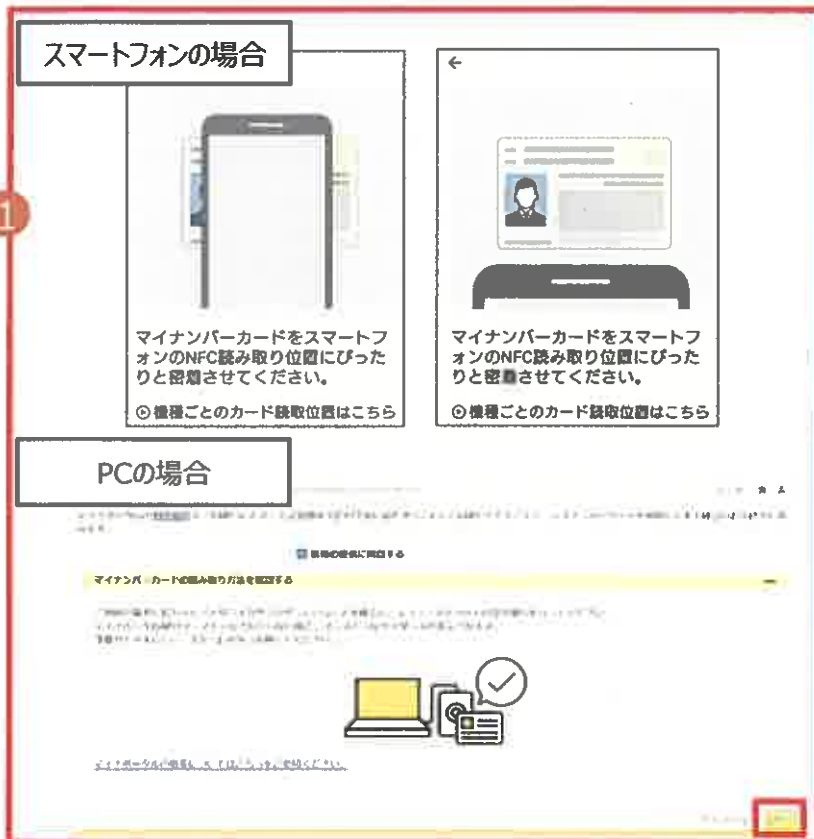
デジタル庁

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(2/9) ※マイナポータル画面



手順

- 1 【スマートフォンの場合】
スマートフォンを直接、個人番号カードの上にかざします。(左側上図参照)

【PCの場合】

ICカードリーダライタをパソコンに接続し、個人番号カードをかざして、「次へ」ボタンをクリックします。(左側下図参照)

補足

うまく読み取れない場合は…

- ・一度スマートフォンを離し、再度近づけてください。
- ・ICカードリーダライタの接続を確認してください。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(3/9) ※マイナポータル画面



手順

- 1 個人番号カードの券面事項入力補助用パスワードを入力します。
- 2 「OK」ボタンをクリックします。

16ページへ

補足

- 1 券面事項入力補助用パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字です。
正しいパスワードを入力してもエラーが出る場合、入力した保護者等の生年月日に誤りがある可能性があります。「キャンセル」をクリックし、前画面に戻って生年月日を確認してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(4/9)

手順

- 1 「マイナポータルから自己情報を取得する」ボタンをクリックします。

補足

以下の操作を行った場合、システムエラーが発生することがあります。正しい手順を確認してください。

- ・保護者2名分のカードを逆に登録
- ・異なる順番で操作を実施

【正しい手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
- ②保護者1の税額を取得
- ③保護者2の事前チェックを実施
- ...

【誤った手順】

- ①保護者1の事前チェックを実施
- ②保護者2の事前チェックを実施
- ③保護者1の税額を取得
- ...

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(5/9) ※マイナポータルの画面

手順

- 1 内容を確認し、「次へ」ボタンをクリックします。その後、再度個人番号カードを読み取ります。

17ページへ

補足

- ・個人番号カードの読み取りについては、15ページを参照してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録（収入状況取得）画面(6/9) ※マイナポータル画面



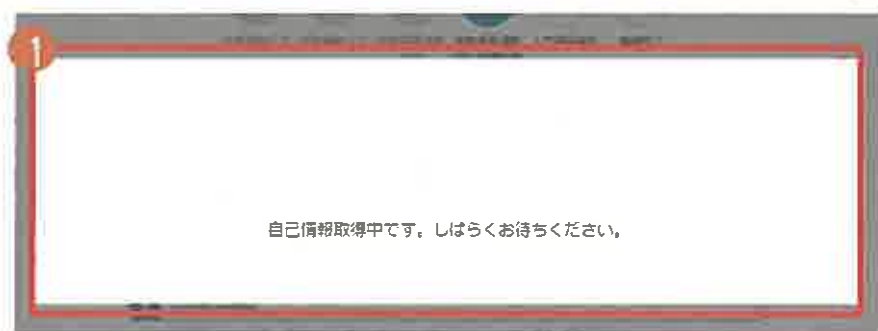
手順

- 1 個人番号カードの利用者証明用電子証明書パスワードを入力します。
- 2 「OK」ボタンをクリックします。

補足

- I 利用者証明用電子証明書パスワードは、個人番号カードを市区町村窓口で受け取った際に設定した、4桁の数字であり、15ページで入力したものと同じです。

5. 認定申請登録（収入状況取得）画面(7/9) ※マイナポータル画面



手順

- 1 自己情報取得中の画面が表示されるので、完了するまで待ちます。

補足

- I 情報を取得できるまで、20秒程度かかる場合があります。エラーが表示されていない場合は正常に処理が行われているため、このまましばらくお待ちください。エラーの場合はメッセージが表示されます（画像は例）。

I ! マイナポータルから、一定時間内に自己情報取得に対する応答がありませんでした。取得要求中のため、しばらく待ってから個人番号カードを使用して自己情報を取得するボタンで、取得結果を確認してください。

I ! マイナポータルから自己情報が取得できませんでした。個人番号カード事前チェックボタンから、再度取得操作を行ってください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合の手順は以下のとおりです。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(8/9)

保護者等情報 (1人目)		保護者等情報 (2人目)	
姓<姓字>	支援	姓<姓字>	支援
名<名字>	一郎	名<名字>	花子
課税所得額 (課税標準額)	123,456円	課税所得額 (課税標準額)	
市町村民税課税標準額	100円	市町村民税課税標準額	
所得割額・道府県民税	20,000円	所得割額・道府県民税	
所得割額・市町村民税	10,000円	所得割額・市町村民税	
生計に助け有無		生計に助け有無	
個人番号カード事前チェック		個人番号カード事前チェック	
マイナポータルから自己情報を取得する		マイナポータルから自己情報を取得する	
入力内容確認 (一時保存)		入力内容確認 (一時保存)	

手順

- 14～17ページと同様の手順で、2人目の保護者等の個人番号カード事前チェックと自己情報の取得を行います。

補足

- マイナポータルから取得した自己情報（課税情報等）が転記されます。

5. 認定申請登録 (収入状況取得) 画面(9/9)

保護者等情報 (1人目)		保護者等情報 (2人目)	
姓<姓字>	支援	姓<姓字>	支援
名<名字>	一郎	名<名字>	花子
課税所得額 (課税標準額)	123,456円	課税所得額 (課税標準額)	123,456円
市町村民税課税標準額	100円	市町村民税課税標準額	100円
所得割額・道府県民税	20,000円	所得割額・道府県民税	20,000円
所得割額・市町村民税	10,000円	所得割額・市町村民税	10,000円
生計に助け有無		生計に助け有無	
個人番号カード事前チェック		個人番号カード事前チェック	
マイナポータルから自己情報を取得する		マイナポータルから自己情報を取得する	
入力内容確認 (一時保存)		入力内容確認 (一時保存)	

手順

- 全員分の収入状況取得後、「入力内容確認 (一時保存)」ボタンをクリックします。

20ページへ

補足

- クリックすると、申請情報が一時保存され、中断後に再開することができます。再開する場合は、22ページを参照してください。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

個人番号を入力する場合の手順は以下のとおりです。

6. 認定申請登録（保護者等情報）画面

The screenshot shows a web form for guardian information. It is divided into several sections, each with a numbered step indicator:

- 1** 個人番号を入力する (Enter personal number): This section includes a text input field for the personal number and a button labeled '個人番号 入力'.
- 1** 本人確認用画像 (Self-confirmation image): This section includes a text input field for the image and a button labeled '本人確認用画像 入力'.
- II** 生活保護受給情報 (Life Protection Receipt Information): This section includes a text input field for the information and a button labeled '生活保護受給情報 入力'.
- 2** 課税地情報 (Taxation Area Information): This section includes a text input field for the information and a button labeled '課税地情報 入力'.
- III** 都道府県 (Prefecture): This section includes a dropdown menu for selecting the prefecture.
- IV** 日本国内に住所を有していない (Do not have a residence in Japan): This section includes a checkbox for indicating whether the guardian has a residence in Japan.

手順

- ① 個人番号カード等に記載された**個人番号**や氏名等を確認し、それが**保護者等のものであることを生徒等が確実に確認したうえで**、当該保護者等の**個人番号**を入力します。
※個人番号は、保護者等のものであることが確認されたものを入力する必要があるため、ご注意ください。
- ② 課税地が選択されていることを確認します。
- ③ 「入力内容確認（一時保存）」ボタンをクリックします。

20ページへ

補足

- I 生徒本人の個人番号を入力した場合のみ表示されます。学校等で本人確認を行うため、個人番号カード等の画像をアップロードしてください。
- II 生活扶助を受けている場合、13ページを参照してください。
- III 課税地は**その年の1月1日現在(1～6月分の申請届出の場合は、その前年の1月1日現在)**の住民票の届出住所となります。
- IV 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。
チェックした場合、課税地の選択は不要です。

< 認定申請登録（学校情報）に戻る

入力内容確認
(一時保存)

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

7. 認定申請登録確認画面

e-Shien 高等学校等就学支援金 申請・届出・照会システム

学校名: 学校法人OC高等学校 ログインID: 11549413 ユーザー名: 支那 次郎

認定申請登録確認

1 2 3 4 5 6

1

市区町村: 東京都
申請日: 2021年12月26日

全氏情報

氏名	支那 二郎
ふりがな	しえん じろう
生年月日	2021年12月26日
郵便番号	100-8559
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	霞ヶ関1-1-1
(建物名・郵便番号)	
メールアドレス	shien@shien.jp

2

確認事項

以下の内容を確認の上、ここにチェックをつけてください。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

332

333

334

335

336

337

338

339

340

341

342

343

344

345

346

347

348

349

350

351

352

353

354

355

356

357

358

359

360

361

362

363

364

365

366

367

368

369

370

371

372

373

374

375

376

377

378

379

380

381

382

383

384

385

386

387

388

389

390

391

392

393

394

395

396

397

398

399

400

401

402

403

404

405

406

407

408

409

410

411

412

413

414

415

416

417

418

419

420

421

422

423

424

425

426

427

428

429

430

431

432

433

434

435

436

437

438

439

440

441

442

443

444

445

446

447

448

449

450

451

452

453

454

455

456

457

458

459

460

461

462

463

464

465

466

467

468

469

470

471

472

473

474

475

476

477

478

479

480

481

482

483

484

485

486

487

488

489

490

491

492

493

494

495

496

497

498

499

500

501

502

503

504

505

506

507

508

509

510

511

512

513

514

515

516

517

518

519

520

521

522

523

524

525

526

527

528

529

530

531

532

533

534

535

536

537

538

539

540

541

542

543

544

545

546

547

548

549

550

551

552

553

554

555

556

557

558

559

560

561

562

563

564

565

566

567

568

569

570

571

572

573

574

575

576

577

578

579

580

581

582

583

584

585

586

587

588

589

590

591

592

593

594

595

596

597

598

599

600

601

602

603

604

605

606

607

608

609

610

611

612

613

614

615

616

617

618

619

620

621

622

623

624

625

626

627

628

629

630

631

632

633

634

635

636

637

638

639

640

641

642

643

644

645

646

647

648

649

650

651

652

653

654

655

656

657

658

659

660

661

662

663

664

665

666

667

668

669

670

671

672

673

674

675

676

677

678

679

680

681

682

683

684

685

686

687

688

689

690

691

692

693

694

695

696

697

698

699

700

701

702

703

704

705

706

707

708

709

710

711

712

713

714

715

716

717

718

719

720

721

722

723

724

725

726

727

728

729

730

731

732

733

734

735

736

737

738

739

740

741

742

743

744

745

746

747

748

749

750

751

752

753

754

755

756

757

758

759

760

761

762

763

764

765

766

767

768

769

770

771

772

773

774

775

776

777

778

779

780

781

782

783

784

785

786

787

788

789

790

791

792

793

794

795

796

797

798

799

800

801

802

803

804

805

806

807

808

809

810

811

812

813

814

815

816

817

818

819

820

821

822

823

824

825

826

827

828

829

830

831

832

833

834

835

836

837

838

839

840

841

842

843

844

845

846

847

848

849

850

851

852

853

854

855

856

857

858

859

860

861

862

863

864

865

866

867

868

869

870

871

872

873

874

875

876

877

878

879

880

881

882

883

884

885

886

887

888

889

890

891

892

893

894

895

896

897

898

899

900

901

902

903

904

905

906

907

908

909

910

911

912

913

914

915

916

917

918

919

920

921

922

923

924

925

926

927

928

929

930

931

932

933

934

935

936

937

938

939

940

941

942

943

944

945

946

947

948

949

950

951

952

953

954

955

956

957

958

959

960

961

962

963

964

965

966

967

968

969

970

971

972

973

974

975

976

977

978

979

980

981

982

983

984

985

986

987

988

989

990

991

992

993

994

995

996

997

998

999

1000

1001

1002

1003

1004

1005

1006

1007

1008

1009

1010

1011

1012

1013

1014

1015

1016

1017

1018

1019

1020

1021

1022

1023

1024

1025

1026

1027

1028

1029

1030

1031

1032

1033

1034

1035

1036

1037

1038

1039

1040

1041

1042

1043

1044

1045

1046

1047

1048

1049

1050

1051

1052

1053

1054

1055

1056

1057

1058

1059

1060

1061

1062

1063

1064

1065

1066

1067

1068

1069

1070

1071

1072

1073

1074

1075

1076

1077

1078

1079

1080

1081

1082

1083

1084

1085

1086

1087

1088

1089

1090

1091

1092

1093

1094

1095

1096

1097

1098

1099

1100

1101

1102

1103

1104

1105

1106

1107

1108

1109

1110

1111

1112

1113

1114

1115

1116

1117

1118

1119

1120

1121

1122

1123

1124

1125

1126

1127

1128

1129

1130

1131

1132

1133

1134

1135

1136

1137

1138

1139

1140

1141

1142

1143

1144

1145

1146

1147

1148

1149

1150

1151

1152

1153

1154

1155

1156

1157

1158

1159

1160

1161

1162

1163

1164

1165

1166

1167

1168

1169

1170

1171

1172

1173

1174

1175

1176

1177

1178

1179

1180

1181

1182

1183

1184

1185

1186

1187

1188

1189

1190

1191

1192

1193

1194

1195

1196

1197

1198

1199

1200

1201

1202

1203

1204

1205

1206

1207

1208

1209

1210

1211

1212

1213

1214

1215

1216

1217

1218

1219

1220

1221

1222

1223

1224

1225

1226

1227

1228

1229

1230

1231

1232

1233

1234

1235

1236

1237

1238

1239

1240

1241

1242

1243

1244

1245

1246

1247

1248

1249

1250

1251

1252

1253

1254

1255

1256

1257

1258

1259

1260

1261

1262

1263

1264

1265

1266

1267

1268

1269

1270

1271

1272

1273

1274

1275

1276

1277

1278

1279

1280

1281

1282

1283

1284

1285

1286

1287

1288

1289

1290

1291

1292

1293

1294

1295

1296

1297

1298

1299

1300

1301

1302

1303

1304

1305

1306

1307

1308

1309

1310

1311

1312

1313

1314

1315

1316

1317

1318

1319

1320

1321

1322

1323

1324

1325

1326

1327

1328

1329

1330

1331

1332

1333

1334

1335

1336

1337

1338

1339

1340

1341

1342

1343

1344

1345

1346

1347

1348

1349

1350

1351

1352

1353

1354

1355

1356

1357

1358

1359

1360

1361

1362

1363

1364

1365

1366

1367

1368

1369

1370

1371

1372

1373

1374

1375

1376

1377

1378

1379

1380

1381

1382

1383

1384

1385

1386

1387

1388

1389

1390

1391

1392

1393

1394

1395

1396

1397

1398

1399

1400

1401

1402

1403

1404

1405

1406

1407

1408

1409

1410

1411

1412

1413

1414

1415

1416

1417

1418

1419

1420

1421

1422

1423

1424

1425

1426

1427

1428

1429

1430

1431

1432

1433

1434

1435

1436

1437

1438

1439

1440

1441

1442

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

8. 認定申請登録結果画面

手順

- 1 申請の登録結果が表示されます。
以上で受給資格認定申請は完了です。審査が完了するのをお待ちください。

補足

- I 審査が完了すると、学校から通知書が届きます。メールアドレスを登録した場合は、審査完了をお知らせするメールも届きます。
- II メールは、「e-shien@mext.go.jp」から送信されます。受信拒否設定等に問題がないかご確認ください。
送信元が異なるメールが届いた場合、不審メールの可能性があります。
判断に迷う場合は学校に問い合わせてください。

9. ポータル画面

項目	申請日	申請内容	審査状況	詳細
1	2022年01月04日	申請意向登録	登録済(意向あり)	
2	2022年01月04日	受給資格認定申請	審査中	表示

手順

- 1 審査状況、審査結果、申請内容を確認する場合は、「表示」ボタンをクリックします。

2. 操作説明

2-3. 受給資格認定の申請をする

申請途中で一時保存・中断を行った後に申請を再開する場合の手順は以下のとおりです。
申請中断後にポータル画面から「認定申請」ボタンをクリックすると、以下の「10.認定申請登録(再開確認)画面」が表示されます。

10. 認定申請登録 (再開確認) 画面

手順

- 1 保存済みの情報を使って申請を再開するか否かを選択します。
・保存済みの情報を使用して申請を再開する場合
➡ 上部：はい
・新しく情報を入力する場合
➡ 下部：いいえ
- 2 「受給資格認定申請を行う」ボタンをクリックします。

補足

- ・「はい」を選択した上で保護者等情報の変更を行う場合、詳細手順については、「④変更手続編」マニュアルを参照してください。
- ・「いいえ」を選択した場合、一時保存されていた情報が削除されます。